

○ 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（診療の対象）</p> <p>第四十六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 隊員であつた者で、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十条の規定又は労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により療養補償を受けるべきもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（非常勤隊員の服務の特例）</p> <p>第五十二条 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員以外の非常勤の隊員（次条において「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百</p>	<p>（診療の対象）</p> <p>第四十六条 法第二十七条第一項に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 隊員であつた者で、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。次号及び第八十七条の二十四第一号において「防衛省職員給与法」という。）第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第十条の規定又は労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により療養補償を受け</p> <p>二・三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（非常勤隊員の服務の特例）</p> <p>第五十二条 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補及び法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員以外の非常勤の隊員（次条において「非常勤隊員」という。）は、法第六十条第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百</p>

号) 第二条第四項に規定する行政執行法人(第五十四条の二第一号、第五十九条の十八第一項及び第六十条の二において「行政執行法人」という。)の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。

(条件付採用としない者)

第五十四条の二 法第四十一条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 かつて隊員として正式に採用されていた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職(防衛大臣が定めるものに限る。)又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職(防衛大臣が定めるものに限る。)に就き、引き続きこれらの職に就いているもの(これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続き異動した者を含む。)

二 法第四十一条の二第一項に規定する年齢六十年以上退職者であつて、引き続き同項の規定により採用されるもの

(定年前再任用希望者に明示すべき事項及び定年前再任用希望者の同意)

第五十四条の三 任命権者は、定年前再任用(法第四十一条の二第一項の規定により採用することをいう。以下この条及び次条において同じ。)を行うに当たつては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下この条及び次条において

三号) 第二条第四項に規定する行政執行法人(第五十九条の五第一項及び第六十条の二において「行政執行法人」という。)の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職に就くことができる。

(新設)

(新設)

「定年前提任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならぬ。当該定年前提任用希望者の定年前提任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- 一 定年前提任用を行う官職に係る職務内容
- 二 定年前提任用を行う日
- 三 定年前提任用に係る勤務地
- 四 定年前提任用をされた場合の給与
- 五 定年前提任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

（定年前提任用の選考に用いる情報）

第五十四条の四 法第四十一条の二第二項に規定する政令で定める情報は、定年前提任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- 一 人事評価（法第三十一条第三項に規定する人事評価をいう。第五十九条の五第一号、第五十九条の九及び第五十九条の二十一において同じ。）又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- 二 定年前提任用を行う官職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前提任用を行う官職の職務遂行上必要な資質及び能力

（管理監督職に含まれる官職）

第五十九条の二 法第四十四条の二第二項に規定する防衛省職員給与法第十一条の三第一項に規定する官職に準ずる官職として

（新設）

（自衛官以外の隊員の定年の特例）

第五十九条の二 法第四十四条の二第二項第一号に規定する政令で定める病院等は、第四十四条に規定する病院及び防衛大学校

政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下この条、次条及び第八十七条の二十四において「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける隊員でその職務の級が七級であるものが占める官職のうち防衛大臣が定めるもの
- 二 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が五級であるものが占める官職のうち防衛大臣が定めるもの
- 三 前二号に掲げる官職のほか、これらに相当する官職として防衛大臣が定める官職

（管理監督職から除かれる官職）

第五十九条の三 法第四十四条の二第一項に規定する同条の規定を適用することが著しく不相当と認められる官職として政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

- 一 第四十四条に規定する病院又は防衛大学校若しくは自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所その他の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師又は歯科医師が占める官職
- 二 防衛大学校又は防衛医科大学校の学校長その他の教官（助教である者を除く。）である者が占める官職
- 三 一般職給与法別表第七研究職俸給表の適用を受ける隊員でその職務の級が三級であるものが占める官職
- 四 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける隊員が占める官職のうち、人事管理上の必要性に鑑み臨時的に置

又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所等の医療施設とする。

第五十九条の三 法第四十四条の二第二項第二号に規定する政令で定める隊員は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
- 二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

かれる官職であつて防衛大臣が定めるもの

五 前各号に掲げる官職のほか、職務と責任の特殊性により法第四十四条の二の規定を適用することが著しく不相当と認められる官職として防衛大臣が定める官職

(管理監督職務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職)

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第一号に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

- 一 防衛事務次官
- 二 防衛審議官
- 三 防衛監察監
- 四 防衛装備庁長官
- 五 防衛技監

(他の官職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第五十九条の五 任命権者は、法第四十四条の二第三項に規定する他の官職への降任等(以下「他の官職への降任等」という。

)を行うに当たつては、法第三十一条第三項の規定に違反してはならないほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該隊員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績に基づき、降任又は転任(俸給月額の下下げを伴う転任に限る。) (以下この条において「降任等」という

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第三号に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同号に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

- 一 防衛事務次官 六十二年
- 二 防衛審議官 六十二年
- 三 防衛大学校及び防衛医科大学校の学校長、副校長(教官である者に限る。)、教授、准教授及び講師 六十五年
- 四 防衛監察監 六十二年
- 五 防衛装備庁長官 六十二年
- 六 防衛技監 六十二年

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 隊員(自衛官及び法第四十四条の二第三項に規定する隊員を除く。)の採用は、再任用(法第四十四条の四第

一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用することをいう。次項及び第五十九条の十一において同じ。)の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときは、行うことができない。ただし、かつて隊員(自衛官を除く。以下第五十九条の十までにおいて同じ。)として

。）をしようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力（法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。第五十九条の人において同じ。）及び当該降任等をしようとする官職についての適性を有すると認められる官職に降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、法第四十四条の二第一項に規定する他の官職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属するものに降任等を行うこと。

三 当該隊員の他の官職への降任等を行う際に、当該隊員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める隊員（以下この号において「上位職隊員」という。）の他の官職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職隊員の降任等をした官職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する官職に降任等を行うこと。

（法第四十四条の五第一項の異動期間の延長をすることができる事由）

第五十九条の六 法第四十四条の五第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の他の官職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の五第一項第二号に規定する政令で定める事由

任用されていた者のうち、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いている者の引き続き隊員となるための採用であつて、当該採用により占めることとなる官職に係る定年退職日（法第四十四条の二第一項の規定による退職（以下「定年退職」という。）をすることとなる日をいう。以下同じ。）以前におけるものについては、この限りでない。

2 隊員の他の官職への異動（法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。）は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続き勤務している隊員の異動で、特別の事情があるものとして防衛大臣（防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員を除く。）にあつては、防衛装備庁長官）の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。

（勤務延長）

第五十九条の六 隊員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに掲げる事情があるときは、勤務延長（法第四十四条の三第一項の規定により隊員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行うものとする。

一 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験

は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の他の官職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

(特定管理監督職群に属する管理監督職)

第五十九条の七 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める管理監督職は、次に掲げる官職とする。

- 一 陸上自衛隊の部隊又は機関に置かれる官職のうち、自衛隊の施設の維持及び管理に関する事務をその職務とする官職であつて防衛大臣が定めるもの
- 二 前号に掲げる官職のほか、これに準ずる官職であつて防衛大臣が定めるもの

(法第四十四条の五第三項の異動期間の延長をすることができる事由)

第五十九条の八 法第四十四条の五第三項に規定する政令で定める事由は、同項に規定する特定管理監督職群(次条において「特定管理監督職群」という。)に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる隊員(当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢(法第四十四条の二第二項に規定する管理監督職務上限年齢をいう。)に達した隊員

を必要とするものであるため、後任者を容易に得ることができないこと。

二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずること。

三 業務の性質上、当該隊員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずること。

(新設)

(新設)

を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、管理監督職を現に占める隊員の他の官職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

(法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長等を行うに当たつての留意事項)

第五十九条の九 任命権者は、法第四十四条の五第三項又は第四項の規定による異動期間の延長又は同条第三項の規定による他の管理監督職への降任若しくは転任を行うときは、人事評価、人事の計画その他の事情を考慮した上で、特定管理監督職群に属する管理監督職を占める隊員のうちその管理監督職に最も適任と認められるものについて行うものとする。

(異動期間の延長等に係る隊員の同意)

第五十九条の十 任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長を行う場合及び同条第三項の規定による他の管理監督職への降任又は転任を行う場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の末日の繰上げ)

第五十九条の十一 任命権者は、法第四十四条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に同条第四項の規定により当該異動期間を更に延長するときは、当該異動期間の末日を繰り上げるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第五十九条の十二 任命権者は、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の官職への降任等をするものとする。

(新設)

(異動期間の延長に係る任命権者)

第五十九条の十三 法第四十四条の五第一項から第四項までに規定する任命権者には、隊員(自衛官を除く。次条及び第五十九条の十八から第五十九条の二十までにおいて同じ。)が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

(新設)

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第五十九条の十四 任命権者は、現に任用されている官職を保有したまま任命権者を異にする他の官職に任用されている隊員につき、法第四十四条の五第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合又は第五十九条の十一の規定によりその異動期間の末日を繰り上げ、若しくは第五十九条の十二の規定により他の官職への降任等をする場合には、当該他の官職に係る任命権者にその旨を通知しなければならない。

(新設)

(勤務延長をすることができる事由)

第五十九条の十五 法第四十四条の七第一項第一号に規定する政令で定める事由は、業務の性質上、当該隊員の退職による担当

(新設)

者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生ずることとする。

2 法第四十四条の七第一項第二号に規定する政令で定める事由は、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該隊員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずることとする。

(勤務延長に係る隊員の同意)

第五十九条の十六 任命権者は、勤務延長（法第四十四条の七第一項の規定により隊員を引き続いて勤務させることをいう。次条、第五十九条の十八第二項及び第五十九条の二十において同じ。）を行う場合及び勤務延長の期限（法第四十四条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。次条及び第五十九条の二十において同じ。）を延長する場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

(勤務延長の期限の繰上げ)

第五十九条の十七 任命権者は、勤務延長の期限の到来前に当該勤務延長の事由が消滅した場合には、当該隊員の同意を得て、当該勤務延長の期限を繰り上げるものとする。

(定年に達している者の任用の制限)

第五十九条の十八 任命権者は、採用しようとする官職に係る定年に達している者を、当該官職に採用することができない。た

第五十九条の七 任命権者は、勤務延長を行う場合及び勤務延長の期限を延長する場合には、あらかじめ当該隊員の同意を得なければならない。

第五十九条の八 任命権者は、勤務延長の期限の到来前に当該勤務延長の事由が消滅した場合には、当該隊員の同意を得て、その期限を繰り上げることができる。

(新設)

だし、かつて隊員であつた者で、任命権者の要請に応じ、引き続き防衛省以外の国家機関の職、行政執行法人の職、地方公共団体の機関の職その他これらに準ずる職（防衛大臣が定めるものに限る。）又は沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人に属する職（防衛大臣が定めるものに限る。）に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続き異動した者を含む。）を、当該官職に係る定年退職日（法第四十四条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項において同じ。）以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、隊員の他の官職への昇任、降任又は転任が当該他の官職に係る定年退職日後となる場合は、当該昇任、降任又は転任を行うことができない。ただし、勤務延長隊員（法第四十四条の七第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している隊員をいう。）を、法令の改廃による組織の変更又はこれに準ずる事情により、勤務延長に係る官職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする官職に防衛大臣（防衛装備庁の職員である隊員（幹部隊員を除く。）にあつては、防衛装備庁長官）の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

（勤務延長に係る任命権者）

第五十九条の十九 法第四十四条の七第一項又は第二項に規定する任命権者には、隊員が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

第五十九条の九 隊員が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合において、当該隊員につき、勤務延長を行い、又は勤務延長の期限を延長し、若しくはその期限を繰り上げることができる任命権者には、当該他の官職に係

る任命権者は含まれないものとする。

(勤務延長に係る他の任命権者に対する通知)

第五十九条の二十 任命権者は、現に任用されている官職を保有したまま任命権者を異にする他の官職に任用されている隊員につき、勤務延長を行い、又は勤務延長の期限を延長し、若しくはその期限を繰り上げる場合には、当該他の官職に係る任命権者にその旨を通知しなければならない。

(削る)

第五十九条の十 任命権者は、現に任用されている官職を保有したまま任命権者を異にする他の官職に任用されている隊員につき、勤務延長を行い、又は勤務延長の期限を延長し、若しくはその期限を繰り上げる場合には、当該他の官職に係る任命権者にその旨を通知しなければならない。

(再任用の対象となる者)

第五十九条の十一 法第四十四条の四第一項第三号及び第六号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 二十五年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの
 - 二 前号に該当する者として再任用をされたことがある者
 - 三 二十五年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用されたことがあるもの
- 2 法第四十四条の四第一項第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者
- 二 国家公務員法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した者
- 三 国家公務員法第八十一条の二第二項に規定する定年退職日

(削る)

(法第四十五条の二第二項の規定により採用された自衛官の任期の更新)

第五十九条の二十一 法第四十五条の二第二項に規定する任期の更新は、同条第一項の規定により採用された自衛官の当該更新直前の任期における人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績並びに身体及び体力の検査の結果が良好である場合に行うことができるものとする。

以前に退職した者(二十五年以上勤続して退職した者に限る。第五号において「定年退職日以前一般職退職者」という。)であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四 前号に該当する者として再任用をされたことがある者

五 定年退職日以前一般職退職者であつて当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用されたことがある者

(法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された隊員の任期の更新)

第五十九条の十二 法第四十四条の四第二項(法第四十四条の五第二項において準用する場合を含む。)に規定する任期の更新は、法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された隊員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

(法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官の任期の更新)

第五十九条の十三 法第四十五条の二第二項に規定する任期の更新は、同条第一項の規定により採用された自衛官の当該更新直前の任期における勤務実績並びに身体及び体力の検査の結果が良好である場合に行うことができるものとする。

(管理又は監督の地位にある隊員の官職)

第八十七条の二十四 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる隊員が就いている官職とする。

一 次に掲げる隊員(防衛省職員給与法第十一条の三第一項の規定により支給を受ける俸給の特別調整額その他の事由に照らして防衛省令で定めるものを除く。)

イ (略)

ロ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が七級以上のもの

ハクチ (略)

二(四) (略)

(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により隊員として採用された場合又は国家公務員法第六十条の二第一項の規定により一般職に属する国家公務員として採用された場合

三・四 (略)

(非常勤隊員等の退職管理の特例)

(管理又は監督の地位にある隊員の官職)

第八十七条の二十四 法第六十五条の十一第三項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる隊員が就いている官職とする。

一 次に掲げる隊員(防衛省職員給与法第十一条の三第一項の規定により支給を受ける俸給の特別調整額その他の事由に照らして防衛省令で定めるものを除く。)

イ (略)

ロ 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下この条において「一般職給与法」という。別表第一イ行政職俸給表(一)の適用を受ける隊員であつて、同表の職務の級が七級以上のもの

ハクチ (略)

二(四) (略)

(防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合)

第八十七条の三十 法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により隊員として採用された場合又は国家公務員法第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定により一般職に属する国家公務員として採用された場合

三・四 (略)

(非常勤隊員等の退職管理の特例)

第八十七条の三十五 法第六十五条の二第一項、第六十五条の三第一項、第六十五条の四第十項、第六十五条の十一第一項及び第二項、第六十八条第一項第七号並びに第六十八条の三の規定は、非常勤隊員等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、適用しない。

2 (略)

3 法第六十五条の四第十項及び第六十八条第一項第七号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員を除く。）であつた者であつて離職後」とする。

4 (略)

第八十七条の三十六 法第六十五条の四第一項から第四項まで、第六十八条第一項第三号から第六号まで及び第六百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第六十五条の十一第三項及び第四項並びに第六百二十六条第二号の規定の適

第八十七条の三十五 法第六十五条の二第一項、第六十五条の三第一項、第六十五条の四第十項、第六十五条の十一第一項及び第二項、第六十八条第一項第七号並びに第六十八条の三の規定は、非常勤隊員等（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、適用しない。

2 (略)

3 法第六十五条の四第十項及び第六十八条第一項第七号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とする。

4 (略)

第八十七条の三十六 法第六十五条の四第一項から第四項まで、第六十八条第一項第三号から第六号まで及び第六百二十六条第一号の規定の適用については、法第六十五条の四第一項中「隊員であつた者であつて離職後」とあるのは、「隊員（予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補以外の非常勤の隊員、臨時的に任用された隊員、学生、生徒並びに条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第六十五条の十一第三項及び第四項並

用については、法第六十五条の十一第三項中「隊員（以下）」とあるのは、「隊員（臨時的に任用された隊員及び条件付採用期間中の隊員を除く。以下）」とする。

2・3 (略)

(食事)

第二百二十六条の六 教育訓練のため必要があると認めるときは、教育訓練を受ける者に対し、防衛省職員給与法第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

2 (略)

附則

1・9 (略)

10 法附則第九項に規定する政令で定める隊員は、第四十四条に規定する病院及び防衛大学校又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所等の医療施設に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師である隊員とする。

11 法附則第十項に規定する政令で定める隊員は、次に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
- 二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

12 法附則第十一項に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢

びに第二百二十六条第二号の規定の適用については、法第六十五条の十一第三項中「隊員（以下）」とあるのは、「隊員（臨時的に任用された隊員及び条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）を除く。以下）」とする。

2・3 (略)

(食事)

第二百二十六条の六 教育訓練のため必要があると認めるときは、教育訓練を受ける者に対し、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十条の規定により隊員に支給される食事を適正な対価で支給することができる。

2 (略)

附則

1・9 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

は、当該各号に定める年齢とする。

一 防衛事務次官 六十二年

二 防衛審議官 六十二年

三 防衛大学校及び防衛医科大学校の学校長、副校長（教官である者に限る。）
教授、准教授及び講師 六十五年

四 防衛監察監 六十二年

五 防衛装備庁長官 六十二年

六 防衛技監 六十二年

13 前項各号（第三号を除く。）に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項の規定する政令で定める年齢は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

一 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 六十二年

二 令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで 六十三年

三 令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで 六十四年

14 附則第十二項第三号に掲げる隊員に対する法附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第四十四条の六第二項に規定する政令で定める年齢は、前項各号に掲げる期間のいずれにおいても六十五年とする。

15 法附則第十四項に規定する国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第八条の規定による改正前の法（次項から附則第十八項までにおいて「旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員

（新設）

（新設）

（新設）

として政令で定める隊員は、附則第十項に規定する隊員とする。

16| 法附則第十四項に規定する措置の対象となる隊員から除かれる同項に規定する旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項第三号に掲げる者とする。

17| 法附則第十四項に規定する旧自衛隊法第四十四条の二第二項第二号に掲げる隊員に相当する隊員として政令で定める隊員は、附則第十一項各号に掲げる者（防衛大臣の定める者を除く。）とする。

18| 法附則第十四項の規定により年齢六十年が旧自衛隊法第四十四条の二第二項第三号に定める年齢とされる法附則第十四項に規定する同号に掲げる隊員に相当する隊員のうち政令で定める隊員は、附則第十二項各号（第三号を除く。）に掲げる者とする。

19| 法附則第十四項に規定する情報の提供及び意思の確認を行うことができない隊員として政令で定める隊員は、次に掲げる隊員とする。

一 年齢六十年（附則第十七項に規定する隊員にあつては年齢六十三年、前項に規定する隊員にあつては年齢六十二年。附則第二十一項及び第二十二項第二号において「年齢六十年等」という。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項

において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）に隊員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された隊員（次号に掲げる隊員を除く。）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二 異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過したこととなった隊員

20| 法附則第十四項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、当該各号に定める期間とし、当該期間内に、できる限り速やかに情報の提供及び勤務の意思の確認を行うものとする。

一 前項第一号に掲げる隊員 当該隊員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間

二 前項第二号に掲げる隊員 当該隊員の異動等の日から同日の属する年度の末日までの期間

21| 法附則第十四項の規定により隊員に提供する情報は、次に掲げる情報（第一号、第三号及び第四号に掲げる情報にあつては、当該隊員が年齢六十年等に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

一 法第四十四条の二から第四十四条の五までの規定による管理監督職務上限年齢による降任等に関する情報

二 定年前再任用短時間勤務隊員（法第四十一条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務隊員をいう。次項第三号において同じ。）の任用に関する情報

三 防衛省職員給与法附則第五項から第十一項まで及び第十六項の規定による年齢六十年等に達した日後における最初の四月一日以後の当該隊員の俸給月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

四 国家公務員退職手当法附則第十二項から第十五項までの規定による当該隊員が年齢六十年等に達した日から法第四十四条の六第二項に規定する定年に達する日の前日までの間に非

（新設）

（新設）

違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該隊員が当該退職をした日に同条第一項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

五 前各号に掲げるもののほか、法附則第十四項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

22 任命権者は、法附則第十四項の規定により隊員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めるものとし、次に掲げる事項を確認するものとする。

一 引き続き常時勤務を要する官職を占める隊員として勤務する意思

二 年齢六十年等に達する日以後の退職の意思

三 定年前再任用短時間勤務隊員として勤務する意向

四 その他任命権者が必要と認める事項

23 法附則第十四項の任命権者には、隊員が現に任用されている官職を保有したまま他の官職に任用されている場合には、当該他の官職に係る任命権者は含まれないものとする。

(新設)

(新設)